

一級建築士の登録申請窓口が

都道府県から 建築士会に変わります。

平成20年
11月28日から

これまで一級建築士の登録申請窓口は、都道府県またはその出先機関でした。

(注:ただし、一部の道府県では、従前より建築士会で申請受付を実施しております。)

平成20年11月28日以降は、建築士会が申請受付窓口となります。

詳細は平成20年11月以降、全国の建築士会ホームページでご確認ください。

一級建築士の「免許証」が 「免許証明書」:顔写真入り 携帯型(カード)に変わります。



- 平成20年11月28日から始まる新・建築士制度により、今まで国が行っていた一級建築士の免許証の交付手続き等の登録事務は、(社)日本建築士会連合会(中央指定登録機関)が行います。また、一級建築士免許証は携帯型の一級建築士免許証明書となります。

注意 従来の免許証と免許証明書の効力は変わりません。

平成20年11月28日以降に、

- * 新規に一級建築士の免許を申請される方
- * 一級建築士免許証の事項変更及び再交付を申請される方
- * 構造設計一級建築士証・設備設計一級建築士証の交付を申請される方

には、顔写真入り携帯型「免許証明書」等が交付されます。

- 現在お持ちのA4サイズの免許証を、携帯型の「免許証明書」に「切り換え」を希望される建築士の方は、平成20年11月28日以降にその手続きを住所地の建築士会で行ってください。申請の際ご用意頂くもの等の詳細は、平成20年11月以降に建築士会で配布及び建築士会ホームページに掲載の予定です。

注意 その際はA4サイズの免許証は返納して頂くことになります。

- 新・建築士制度により、設計又は工事監理の受託契約に関する重要事項説明の際、「建築士免許証」の提示が義務付けられましたが、この場合、現在のA4サイズの「免許証」でも、携帯型の「免許証明書」でも、どちらを提示しても構いません。